十三　年貢の苦労

江戸時代は、幕府に納める年貢に苦労をしている。勿論、江戸時代からではなくて万葉集の時代から庶民はこの貢租に苦しんできたのではある。収穫高のおおむね七割を納めていたようである。江戸時代は一般に五公五民と言われるが、銀山経営を主として生野天領は税率が高かったようである。磯部の野間や大内の年貢率は七割・八割と高率である。減免の嘆願書を何回も近隣の村々連名で生野代官所に出している写しも残っている。山東町では、享保時代の楽音寺の松岡新右衛門の江戸直訴。元文三年十二月末には磯部の野間の庄屋たちが中心となって、東河や竹田や迫間の農民三千人が生野代官所に強訴している。又、延享年間には越田の勝右衛門が江戸の直訴をして成功して帰ってきている。山東町界隈は取り立てが厳しかったようで，度々代官所に年貢減免の動きをしている。金浦の農民も、特に表に出ている記録はないが元文一揆などには加わっていたかもしれない。